

議案第49号

米原市監査委員条例および米原市水道事業および下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

米原市監査委員条例および米原市水道事業および下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和2年6月5日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）の施行に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）の条数の一部が変更となり、その条数を引用する関係条例の規定を改正するため、この案を提出するものである。

米原市監査委員条例および米原市水道事業および下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(米原市監査委員条例の一部改正)

第1条 米原市監査委員条例（平成17年米原市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中「法第243条の2」を「法第243条の2の2」に改める。

(米原市水道事業および下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 米原市水道事業および下水道事業の設置等に関する条例（平成17年米原市条例第185号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2」を「第243条の2の2」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

米原市監査委員条例新旧対照表（第1条関係）（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>（請求または要求による監査）</p> <p>第3条 法第75条第1項、法第98条第2項、法第199条第6項もしくは第7項、法第235条の2第2項、法第242条第1項または法第243条の2の2第3項の規定による請求または要求に基づく監査は、当該請求または要求があった日から7日以内に着手しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p>	<p>（請求または要求による監査）</p> <p>第3条 法第75条第1項、法第98条第2項、法第199条第6項もしくは第7項、法第235条の2第2項、法第242条第1項または法第243条の2第3項の規定による請求または要求に基づく監査は、当該請求または要求があった日から7日以内に着手しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法改正により、職員の賠償責任に関する条数に変更があったため。</li> </ul>

米原市水道事業および下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表（第2条関係）（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法改正により、職員の賠償責任に関する条数に変更があったため。</li> </ul>